

## 答申書

### 1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和元年 11 月 27 日に提起した処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当認定請求却下処分（令和元年 10 月 18 日付け特別児童扶養手当認定請求却下通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人（審査請求書及び反論書より）

以下の理由から、本件処分の取消しを求める。

ア 対象児童が普通学級に在籍しており、診断書の記載内容から日常生活能力も普通学級で対応が可能なレベルであると判断されたため、特別児童扶養手当認定請求を却下する処分を受けたが、実際には、普通学級に在籍しているものの授業内容には全くついていけず、ひらがなの読み書きも習得できていない。他児と同様に授業を受けることができず、常に個別的な対応を必要としている状況で、次年度からは特別支援学級に移籍することが決定した。

イ 注意が逸れやすいため、薬を内服している。登校時は薬がまだ効いていない状態で、車道に出してしまう危険性もあることから、毎日保護者の送迎が必要である。

ウ 診断書には、危険物の認識について、「特定の物、場所はわかる」と記載されているが、「赤信号は止まらなければならない」という理解はしていても、白線からはみ出して歩くことが危険であるという認識ができず、赤信号であっても気になるものを見つけると衝動的にそちらへ行ってしまうなど多動・衝動性があり、危険の認識は限られた場面でしか理解できていない。

エ 知能検査では、IQ○○と知能指数的には境界域であり、知的障害との診断がつかないとしても、対象児童の状況を鑑みると、特別児童扶養手当支給における発達障害の基準である「知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うこと」という基準に合致していると考えられる。

#### (2) 審査庁

審理員意見書にあるとおり、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 3 審理員意見書の要旨

#### (1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### (2) 審理員意見書の理由

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「令」という。）別表第 3 に定める障害の状態に該当するか否かについて

本件処分に係る診断書では、対象児童の障害の状態について以下のとおり認められる。

(ア) 「注意欠如多動症」と診断されていること。

(イ) 発育・養育歴は、始歩・始語が 1 歳、二語文が遅かった。発音の課題もあったが、ことばの教室には通わなかった。学校は普通学級に在籍。

(ウ) 知能障害等は I Q〇〇。注意転導性が高く、注意集中の維持が難しいため、学習での困難さが顕著。ひらがな、カタカナの習得ができていない。

(エ) 現症の要注意度は、常に嚴重な注意を必要とする程度であること。

(オ) 「ADHD特性に伴う生活上の困難さが強く、支援の必要性が高い」こと。

これらの対象児童の状態と、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日付け児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）における発達障害の認定基準を照合すると、「注意転導性が高く、注意集中の維持が難しいため、学習での困難さが顕著。ひらがな、カタカナの習得ができていない」ものの、知的障害の程度は軽度で普通学級に在籍しており、また、薬の投与によりある程度衝動性、多動性について改善が期待できると考えられる。

また、「ADHD特性に伴う生活上の困難さが強く、支援の必要性が高い」と記載があるが、対象児童が現症児 7 歳であることを考慮すれば、診断書における児童の日常生活の能力の程度は、発達障害の認定基準の 2 級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力に乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度とは認められず、令別表第 3 に定める障害の状態には該当しないと解される。

なお、審査請求人から提出された審査請求書及び反論書には、対象児童について、学校では普通学級に在籍しているが、実際は他児と同じ授業を受けることができず個別に対応しており、来年度からは特別支援学級へ移籍することなどの事実が記載されているが、局長通知では、「障害の認定は診断書によって行うこと」とされており、上記の事実は、今回の障害審査をする時点の診断書からはわかり得なかったことであるため、本件処分の判断に影響を与えるものではない。

#### イ その他

本件処分は、障害認定審査医による医学的な判断に基づいて行われたものであり、処分庁は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号。以下「規則」という。）第 18 条に基づき、特別児童扶養手当認定請

求却下通知書を審査請求人に交付しており、手続上も違法又は不当な点は認められない。

#### 4 調査審議の経過

令和2年2月6日 審査庁からの諮問の受付

令和2年3月23日 調査審議

#### 5 審査会の判断の理由

##### (1) 令別表第3に定める障害の状態に該当しないという判定について

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、局長通知の認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされている。また、精神の障害のうち、発達障害における認定基準については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うこととされており、各等級に相当すると認められるものを例示すれば、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」が1級に、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」が2級に該当する旨規定している。

診断書によれば、対象児童について、障害の原因となった傷病名は「注意欠如多動症」とされており、障害の状態については、「知的能力としては境界知能域であるが、注意転導性が高く、注意集中の維持が難しいため、学習での困難さが顕著。」「衝動性、多動性が目立ち、教室で授業を受けること自体が困難である。薬の投与によりある程度衝動性、多動性は軽減されているが、学校生活での困難さは継続している。」とされているが、小学校は普通学級に在籍しており、日常生活能力の程度は、食事、洗面、排泄、入浴が「半介助」、衣服が「自立」、危険物が「特定の物、場所は分かる」、睡眠は「問題なし」と診断されていることが認められる。

こうした診断書の事実関係に基づき、一般的な7歳児の日常生活能力の程度等も考慮し、局長通知の発達障害に係る認定基準に照らして、障害認定審査医が対象児童の障害の状態について、令別表第3に定める障害の状態には該当しないとした医学的な判定と、それを受けて本件処分を行った処分庁の判断には、違法又は不当な点があるとは認められない。

また、審査請求人は、反論書において対象児童が来年度から特別支援学級へ移籍することが決まった旨の主張をしているが、局長通知によれば、障害の認定は、診断書により行うこととされている。そして、本件処分は、審査請求人から提出された令和元年8月29日時点の診断書を基に、障害認定審査医が判断を行ったものであり、当該診断書においては、審査請求人が主張する事実は認められない。よって、本件処分を取り消すべき理由があるとはいえない。

(2) その他

処分庁は、規則第 18 条に基づいて、受給資格がないと認めたことについて特別児童扶養手当認定請求却下通知書を審査請求人に交付しており、手続上も違法な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおりであることから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里